

## 税制改正で中小企業の事業承継は進むのか

### ◆2018年度の税制改正法案が国会に提出された

中小企業経営者・個人事業者の高齢化が進んでいる。25年に70歳を超える経営者は約245万人（全体は約381万人）と予想されるが、その内127万人は後継者が決まっていない（経済産業省推計）。このままでは、廃業の急増により多くの雇用とGDPが失われる恐れがあり、「所得税法等の一部を改正する法律案」では、目玉の項目として、すでにある事業承継税制の大幅な拡充があげられた。

拡充される事業承継税制では、相続税、贈与税の対象となる非上場株式の評価について、対象株式の上限（株式総数に対する割合）を撤廃し、期間経過後免除される納税猶予を満額で認める。あわせて相続、贈与の相手を複数認め、事業の継続要件（申告期限から5年間、雇用の8割以上を維持）を緩和し、さらに後継者が廃業、売却する際に納付すべき相続税、贈与税につき新たな減免制度を創設する。なおこの事業承継税制は18年から10年間に限定し適用される。

### ◆中小企業の事業承継は、親族への引き継ぎだけではない

上記の株式評価の特例により、中小企業株式の事業承継者への譲渡、贈与につき、税負担が軽減されることになるが、これはオーナー個人の資産承継を助けるだけでなく、親族以外の後継者への事業承継をも後押しするものである。

経済産業省では、税制改正にあわせて「産業競争力強化法」の改正を用意し、その中で中小企業のM&Aを通じた事業承継の促進を図っている。これは、小規模M&Aにより、後継者のマッチングを進め、事業からの退出や事業統合をし易い環境をつくり、事業承継企業に対して「経営力向上計画」の認定の対象とし、登録免許税を軽減し、対象企業が持つ各種許認可の地位の承継を認めるものである。

また、ファンドが中小企業に出資（株式の買い取り）して、事業承継を進めようする場合、中小企業が受けていた優遇税制を継続できるように要件緩和することを要望している。こうした支援措置を通じて、後継者不在の中小企業については親族以外への事業承継を積極的に検討することを期待されている。実際、直近5年未満で経営者になった者のうち約6割が親族外承継といわれる。 【川口 満】